



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和5年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。
- (59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロバクター感染を疑う患者に対し イムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用し て算定できる。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後	現 行
別添 1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第1部・第2部 (略)	第1部・第2部 (略)
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D000~D011 (略)	D000~D011 (略)
D 0 1 2 感染症免疫学的検査	D012 感染症免疫学的検査
(1)~(58) (略)	(1)~(58) (略)
(59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピ	(新設)
ロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法	
により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗	
原定性を準用して算定できる。	
D013~D025 (略)	D013~D025 (略)
第2款 (略)	第2款 (略)
第2節 削除	第2節 削除
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)
第4部~第13部 (略)	第4部~第13部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)